

第2回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

日時：平成27年11月27日(金)

議会改革推進会議役員会終了後

場所：601 特別委員会室

1 手話の現状等に関する執行部からの説明聴取

- ・健康福祉部
- ・教育委員会事務局

2 他県の手話言語条例について

3 その他

【資料】

健康福祉部資料

教育委員会事務局資料

検討会資料

資料1 他県における手話言語に関する条例の背景や目的等比較

資料2 他県における手話言語に関する条例 項目及び条文比較

資料3 他県の手話言語条例集

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

5720 S. UNIVERSITY AVE.

CHICAGO, ILL. 60637

PHYSICS 321

LECTURE 1

LECTURE 2

LECTURE 3

LECTURE 4

LECTURE 5

LECTURE 6

LECTURE 7

LECTURE 8

LECTURE 9

LECTURE 10

LECTURE 11

聴覚障がい者に対する県の施策について

平成27年11月27日
健康福祉部

手話に関しては、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記されました。

また、国内においても、平成23年に改正された障害者基本法において、言語は手話を含むと規定されるとともに、平成26年には、障害者権利条約が批准されました。

このような動きのなか、障がい者自らが選択する、手話を含む意思疎通の方法により、円滑に、情報の取得、利用、意思表示、他人との意思疎通を図ることができる環境を整備していくことが、ますます重要となってきました。

このようなことから、平成27年3月に改訂した「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27年度～平成29年度）」の「施策 社会参加の環境づくり」に聴覚障がい者への取組を位置づけ、聴覚障がい者が情報を円滑に受発信し、コミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図っているところです。

1 県内の聴覚障がい者等の概況

本県において、身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は、平成27年4月1日現在で73,776人となっており、そのうち、聴覚・平衡機能障がいの方は、7,405人となっています。

表1 身体障害者手帳交付者数

(単位：人)

	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由	内部障がい	合計
平成25年	4,590	7,419	853	40,651	20,117	73,630
平成26年	4,524	7,378	843	40,927	20,509	74,181
平成27年	4,421	7,405	851	40,354	20,745	73,776

※各年4月1日現在

聴覚障がい者の意思疎通を図る手法としては、手話、筆談、読話、補聴器などがあり、障がいの程度や障がいとなった時期などにより、意思疎通を図る手法は個人により異なります。

聴覚障がい者の中でも、音声言語を習得する前に失聴した人などは、意思疎通を図る手法として手話が必要とされています。

表 2 聴覚・平衡機能障がいのある人の障がい程度別身体障害者手帳交付者数

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成25年	363	1,876	1,135	1,242	40	2,763	7,419
平成26年	350	1,849	1,126	1,242	41	2,770	7,378
平成27年	347	1,830	1,138	1,251	39	2,800	7,405

表 3 聴覚障がいにかかる障がい程度等級表

級別	聴覚障がいにかかる障がい程度
1級	—
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの (両耳全ろう)
3級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
4級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの (耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
5級	—
6級	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの (40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの). 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

*重複障がいの場合、総合等級で計上しているため、障がい程度区分の無い等級においても身体障害者手帳交付者数を計上しています。

(例：聴覚障がい 2 級、肢体不自由 2 級の重複障がいで総合等級 1 級の場合、聴覚・平衡機能障がい 1 級で計上)

2 聴覚障がい者に対する県の施策

聴覚障がい者への福祉施策としては、国や地方公共団体において、障害基礎年金等の支給、自立支援医療による医療費の負担軽減、補聴器などの補装具や通信装置などの日常生活用具の給付および手話通訳者等の派遣などの事業が行われています。

県では、平成 24 年度に設置した三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）を中心に、聴覚障がい者の情報保障と意思疎通を支援し、自立と社会参加を推進しています。

(1) 字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出

センターにおいて、聴覚障がい者への情報提供を行うため、映像に、字幕や手話通訳をつけた映像ライブラリーを製作するとともに、映像ライブラリーの貸出を行っています。

(2) 手話通訳者および要約筆記者の養成

センターにおいて、手話通訳者および要約筆記者の養成を行うとともに、認定試験を実施します。また、国による認定制度となった要約筆記者については、要約筆記奉仕員から要約筆記者への移行のための講習を実施しています。

(3) 盲ろう者通訳介助者の養成

センターにおいて、盲ろう者通訳介助者の養成を行うとともに、新たな研修カリキュラムに対応するため、既存の盲ろう者通訳介助者の補講講習を開催しています。

(4) 手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳介助員の派遣

聴覚障がい者や盲ろう者に対する情報保障を行うため、障がい福祉課の手話通訳士やセンターにおいて、手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳介助者のコーディネートや派遣を行っています。

(5) 生活相談や生活訓練の実施

センターにおいて、子育て、教育、仕事、地域生活におけるコミュニケーションなど、日常生活に関する相談を行うとともに、ろう者の社会適応訓練や難聴・中途失聴者のコミュニケーション訓練など、聴覚障がい者が社会活動をするうえで必要な訓練を実施しています。

(6) 情報支援機器の貸出や日常生活用具の展示、紹介

センターにおいて、難聴者等の会議等に必要な磁気テープ、OHP、OHC、プロジェクター等を貸し出すとともに、筆談器や目覚まし時計、フラッシュランプなど、聴覚障がい者用の器具類を展示し、正しい使い方、効果的な利用方法などを紹介しています。

(7) 聴覚障がい者理解の普及、啓発

センターにおいて、夏休みこども手話教室の開催、センターの見学および手話サークル等地域活動団体の交流促進等により、聴覚障がい者の理解促進を図っています。

(8) 災害発生時における被災者支援

センターにおいて、聴覚障がい者災害支援サポーターへの登録を推進するとともに、市町と連携し、災害発生時における聴覚障がい者の支援を行います。

(9) 聴覚障がい児の早期発見および療育の推進

児童相談センターのきこえの相談部門において、聴覚障がい児やその保護者に対し、相談や早期の療育支援を行うとともに、補聴器助成等により補聴器の早期装着・継続的な装着を支援しています。

表4 センターの主な実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
センター利用者数(延べ人数)	3,665人	3,298人	3,513人
センター利用登録者数	404人	572人	834人
字幕映像ライブラリー制作本数	24本	26本	22本
字幕映像ライブラリー貸出本数	597タイトル	494タイトル	508タイトル
県内の手話通訳者登録者数	121人	122人	132人
県内の要約筆記者登録者数	199人	208人	206人
生活訓練の実施回数	5日	6日	7日
災害時における聴覚障がい者の要援護者支援協定市町数	—	1市	4町

3 県内の市における手話言語条例の制定状況

(1) 制定状況

- ①松阪市 松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例
平成26年3月24日公布、平成26年4月1日施行
- ②伊勢市 伊勢市手話言語条例
平成27年10月20日公布、平成28年4月1日施行

(2) 条例の概要

両市の条例においては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及および地域における手話を使用しやすい環境の構築などに関し、基本理念を定め、市や市民の責務および役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することなどを規定しています。

- ①前文
- ②目的
- ③基本理念
- ④市の責務
- ⑤市民の役割
- ⑥施策の推進
- ⑦財政措置 など

(3) 条例制定による主な取組

条例が施行された松阪市においては、条例制定後、下記の取組が行われています。

- ①手話推進マネージャーと手話普及担当を配置し、市職員向け手話講習会、市民向け出前講座の開催
- ②市民講演会等の開催
- ③差別をなくす市民集会での手話劇の開催
- ④市内高校生チームによる全国手話パフォーマンス甲子園への出場
- ⑤松阪市手話施策推進会議を設置し、関係者で今後の取組等に関する協議

三重県立聾学校における手話を活用した教育活動について

平成27年11月27日
教育委員会事務局

1 県立聾学校の概要

- ・三重県立聾学校（以下、聾学校）は、聴覚障がいのある幼児児童生徒へのコミュニケーション力及び言語力の育成を中心とした学習活動を展開する県内唯一の聴覚障がい教育の特別支援学校です。
- ・学部として、幼稚部・小学部・中学部・高等部（本科及び専攻科）を設置しており、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段によって、教科学習を中心とした学習指導を行っています。
- ・幼児児童生徒の在籍状況は以下のとおりです。

幼児児童生徒の在籍状況 (平成27年5月1日現在)

学部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
人数	20名	32名	20名	22名	4名	98名

- ・通学区域が県内全域であることから寄宿舎を併設しており、11名の児童生徒が入舎しています。

2 手話活用の状況

(1) 手話導入の経緯

- ・聾学校では、昭和55年、聴覚障がい教員に対する情報保障として、また中学部・高等部の生徒に対する行事等での説明手段として、手話を取り入れました。
- ・平成5年以降は、幼稚部・小学部の教育活動でも手話を取り入れ、全国に先がけて全校で手話を活用した指導・支援を開始しました（当時は、聴覚口話法が主流でした）。
- ・現在はPTA対象の手話講習会や乳幼児教育相談の際の手話学習会も実施しています。

(2) 手話獲得に向けた指導

- ・手話は、聾学校における様々な学びの基盤となるコミュニケーション手段であり、自立活動の時間の中で一定の指導を行うほか、学校生活全般をとおして手話の獲得を進めています。
- ・聾学校の幼児児童生徒にとっては、手話を活用した授業をとおして、様々な学習内容とともに手話そのものも学んでいくことになります。
- ・手話獲得に向けた指導は、幼稚部・小学部において、手話と絵、指文字、文字のマッチング等によって言葉を覚える段階から始め、徐々に抽象的な概念を示す語彙の増加へと学習を進めていきます。

※自立活動

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動

(3) 日本語力向上に向けた取組

- ・手話は話し言葉にあたることから、その活用の一方で、書き言葉にあたる文字としての日本語の習得に取り組んでいます。
- ・手話と日本語の違い（助詞や動詞・形容詞等の活用や言い回し等）に留意し、外国人への日本語指導を参考にした日本語文法の指導を進めています。この取組を聾学校が冊子にした「お子さんのきこえを心配される方へ」「聴覚障害児にかかわる方へ（Ⅰ～Ⅳ）」は、全国から問い合わせがあります。また、この取組は、県の平成23年度率先実行大賞においてグランプリを受賞しました。

3 手話習得に係る教職員の研修

- ・手話に関する知識や技術の習得を目的にした研修を推進するため、校内に「手話研修委員会」を設置し、以下の研修を実施しています。

平成27年度 主な研修内容

区分	内容
新転任者研修	・「きこえないということは」「自分の名前」 ・「手話とは」「あいさつ」「指文字」 ・「覚えておくと便利な手話」「カレンダー」 ・「子どもたちとの会話の中で」等
手話研修会	・「学校の場所」「時間の表現」 ・「行事（体育祭、文化祭、クリスマス、卒業式等）」 ・「5W1H 問答の仕方」 ・「いろいろな動詞と気持ちの表現」

※その他（夏季校内手話研修会、公開講座等を実施）

- ・講師は、聾学校で勤務する聴覚障がい教員や手話通訳資格を有する教員等が担当しています。
- ・教員が幼児児童生徒と手話によるコミュニケーションがとれるようになるには早くても約半年、日常的に必要な会話ができるようになるには1～2年かかります。

4 手話活用にともなう課題と対応方針

- ・聾学校には聴力特性の多様な幼児児童生徒が在籍しており、手話をはじめ個に応じたコミュニケーション手段が求められることから、今後も引き続き一人ひとりの聴力特性に沿ったコミュニケーション手段による指導・支援を進めます。
- ・聾学校における幼児児童生徒とのコミュニケーションには教職員の手話に係る知識及び技能の向上が不可欠なことから、計画的・組織的な校内研修体制の充実を図ります。
- ・手話との違いに留意した日本語指導が求められることから、日本語文法に基づく指導の充実によって日本語力の向上を図ります。
- ・手話によるコミュニケーションの前提として、周囲の手話に対する理解や習熟が不可欠なことから、手話に係る理解や啓発に取り組むとともに、聾学校の幼児児童生徒においては、積極的にコミュニケーションを試みようとする姿勢や態度の育成を図ります。

他県における手話言語に関する条例の背景や目的等比較

1. 検討の契機及び経緯

<p>鳥取県手話言語条例 平成 25 年 10 月 8 日 成立、平成 25 年 10 月 11 日 施行</p> <p>【条例案検討の契機】 鳥取県においては、条例案検討以前から、手話を一つの言語であると認めるという県の姿勢があった。</p> <p>鳥取県の将来ビジョン（平成 20 年 12 月作成） ～おおむね 10 年後のめざすべき姿等 手話は、コミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成している。（P89）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全日本ろうあ連盟から条例制定の要請 平成 24 年 12 月、全日本ろうあ連盟が、知事に条例制定について要請したのに対して知事は意欲的な回答をし、障がい福祉課で検討に向けて準備が始まった。（H25.9.26 議員質問） 知事自身の経験 知事自身（平井伸治）が、学生時代に赤十字のボランティア活動を行い、その際に初めてろうあ者の方と接することができた体験を踏まえ、コミュニケーションを図ることで初めて人間同士がわかり合い、心を通じ合わせることができると感じていた。（H25.9.13 知事答弁） 全国障がい者芸術文化祭が開催予定 平成 26 年度に全国障がい者芸術文化祭が開催される予定（平成 26 年 7 月～11 月実施）であったことも、条例案検討の背景にあった。（H25.6.10 知事答弁） <p>【研究会による検討の経緯】 学識者や関係団体、県内市町の関係部署等の 13 名（後に 15 名）による鳥取県手話言語条例（仮称）研究会において、平成 25 年 4 月から 8 月までの間に計 4 回の検討を重ねて条例案（素案）及び手話関連施策を取りまとめた。また、並行してパブリコメの募集（7/26～8/8）や条例案説明会等を行ったところ、285 件の意見が寄せられた。</p> <p>平成 25 年 9 月 11 日、知事より条例案を提出、本会議及び福祉病院常任委員会において審議及び審査の後、同年 10 月 8 日、可決成立。</p>	<p>神奈川県手話言語条例 平成 26 年 12 月 25 日 成立、平成 27 年 4 月 1 日 施行</p> <p>【条例案検討の契機】 平成 26 年 5 月、議長あてに、神奈川県聴覚障害者連盟から 5 万 4,000 人余の署名とともに「神奈川県手話言語条例（仮称）の制定を求める陳情」が提出された。この陳情の主旨は、「手話が、法的にも、社会的にも、音声言語と対等な言語であることを県民の方に広く知っていただき、手話についての理解を深めてほしい」というもの。この陳情は、厚生常任委員会に付託、審査され、10 月 8 日に了承、その審査結果が同月 14 日の本会議に報告された。</p> <p>県議会では、手話は言語であることが世界的にも認められ、法律上も明らかになっているにもかかわらず、残念ながら、いまだ手話を言語として認知し、手話による意思疎通を図るための法律が整備されていないものと考え、手話が言語であることに對する県民の理解を深めていくとともに、手話が日常的に使用できる環境である共生社会の実現を目指すための施策展開を図るため、新たに手話言語条例を制定すべきであるとの判断に至った。（H26.12.22 提出者土井議員説明）</p> <p>【議員による検討の経緯】 平成 26 年 7 月、議員有志 18 名で条例制定を検討するための会議を立ち上げ、関係団体などの意見を聴取しながら条例案を取りまとめた。（H26.12.22 提出者土井議員説明） 平成 26 年 11 月 13 日から 20 日までの間、自民党、公明党及び県政会で会派ごとにパブリコメの募集を行い、合計で 92 名から 118 件の意見が寄せられた。</p> <p>平成 26 年 12 月 22 日同 18 名により条例案を提議、同月 25 日、本会議で 4 人の賛同者から 11 点について質疑があり、これに答弁するという審議の後、委員会付託を省略して採決され、成立した。</p>	<p>群馬県手話言語条例 平成 27 年 3 月 12 日 成立、平成 27 年 4 月 1 日 施行</p> <p>【条例案検討の契機】 平成 25 年 10 月、鳥取県において鳥取県手話言語条例が成立し、その後全国的に手話言語法（仮称）の制定を求める意見書が発表されて、平成 26 年 3 月、群馬県議会においても同趣旨の意見書を採択した。</p> <p>このようない手話に対する環境の変化の中、自民党群馬県連は、全日本ろうあ連盟、群馬県聴覚障害者連盟より条例制定に向けて要請を受け、議員を会長とする医療福祉議員連盟において勉強会を行い、さらに同連盟内に議員をリーダーとするプロジェクトチームを立ち上げた（PTは、議員 5 名により構成）。（H27.2.24 橋爪議員答弁）</p> <p>なお、平成 27 年 6 月、群馬県において第 63 回全国ろうあ者大会が開催される予定（実施済）であったこと、及び全国ろうあ連盟は、当初昭和 22 年、群馬県伊香保温泉で創立されたということも背景にあった。</p> <p>【議員を中心とする検討の経緯】 平成 26 年 9 月、同プロジェクトチームを軸に、群馬大学の金澤教授、全日本ろうあ連盟事務局長、群馬県聴覚障害者連盟理事長、群馬県認定手話通訳者協会長、群馬県手話サークル連絡会長、群馬県手話通訳問題研究会長などで構成する「群馬県手話言語条例研究会」を発足させ、条例案の立案に向けて検討を始めた。同研究会は 5 回開催され、聴覚障害者の当事者や聾学校の保護者からヒアリング等を行って条例案を取りまとめた。</p> <p>また、研究会には県障害福祉課及び県教育委員会がオブザーバーとして出席しており、条例案については、執行部と調整し、群馬県市長会及び群馬県町村会に意見照会も行った。（H27.2.24 橋爪議員答弁）</p> <p>平成 27 年 2 月 16 日、議員 24 名により発議され、同年 3 月 5 日、厚生文化常任委員会における審査の後、同年 3 月 12 日本会議において可決成立。</p>
--	---	--

2. 提案目的・条例の意義

<p>鳥取県手話言語条例</p> <p>【国の法律ではなく、なぜ条例なのか?】</p> <p>国際的には法律問題、国の問題として取り扱われてきているが、他方、我が国においては、障害者差別解消法等でその考え方が限定的に入っているに過ぎない。もっとも、国全体の法律としても、手話の言語性を否定しているわけでもないと思われる。</p> <p>そこで、我々はそれを正面から認めるという、そういう地域社会としての姿勢がまず必要と考えた次第。また、手話を使いやすい環境づくりや社会づくりは、地域でできる部分であると認識している。</p> <p>条例制定により県として公的に認知をしたという格好と、補正予算を合せてその関連施策を同時進行させることにより、我々鳥取県から障害者とともに生きる社会のモデルを築き上げていきたいという思い。(H25. 9. 13 知事答弁)</p> <p>日本では手話言語法が切望されているもの、まだ制定されていないという状況である。だから、私たちが鳥取県から国を変えたいという思いを伝える必要があると思う。また、我々の取組によっていろいろな波及が広がるかもしれない。</p> <p>未来が変わる条例になると思っている。(H25. 9. 24 知事答弁)</p>	<p>神奈川県手話言語条例</p> <p>【なぜ条例が必要なのか?】</p> <p>手話に関する施策については、現行では福祉関連の施策が中心となっていて、条例の制定により、福祉の分野にとどまらない福祉の範疇を超えた計画の策定を県に義務づけ、これを実施していくことにその狙いがある。</p> <p>具体的には、県に対して、県民が子供のころから手話に触れることができている環境をつくるため、手話の普及のほか、教育や学習の振興などの責務を課す一方、民間事業者に対して、総合的な取り組みが必要であり、県民、事業者、行政等が一体となって、広く県民運動のような形でさまざまな取り組みを進めていくことを想定している。(H26. 12. 25 谷口議員答弁)</p>	<p>群馬県手話言語条例</p> <p>【なぜ条例が必要なのか?】</p> <p>手話は、ろう者にとっての言語である。また、ろう者は物の名前、抽象的な概念等を、手、指の動きや表情、空間などを使って視覚的に表現し、思考や意思疎通を行っている。言語学的見地からも、自己を適切に高度な知的・情緒的活動を十分に表現し得る言語組織を持っており、ろう者にとって手話は健康者と社会的情報を共有し、ともに生きる重要な言葉である。</p> <p>しかし、昭和18年以降、ろう教育において手話は排除されるという厳しい状況が続いた。近年ようやく手話は言語であるとの国内外での認識に立ち、最終的には手話言語法の制定を国に要望しながらも、我が県において県民に広く、ろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送ることができ、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し、共生するまちづくりの展開を目指し、また、等しく他の障害者福祉向上に寄与すべく、この条例を制定する根拠としている。(H27. 2. 24 橋爪議員答弁)</p>
<p>【なぜ手話なのか? なぜ条例が必要なのか?】</p> <p>手話は国際的に言語として認知されていて、独自の文法を持ち、独自のコミュニケーション手段になっている。ただ、いろんな特性があり、細かい一字一字に当たるようなことは余り表現しない。むしろ概念で組み合わせて伝えるという手法であり、そういう意味で独自の言語だと言えるもの。点字や要約筆記は音声に基づき日本語、また筆記に基づく日本語のバリエーションであって、日本語の伝達ツールが違ふものというふうに学問的に整理されるもの。</p> <p>ただ、(点字や要約筆記は、それ自体独自の)言語でないが、手話と同様に、対策を講じていきたい。(H25. 9. 24 知事答弁)</p> <p>ノーマライゼーションを果たしていく一つのツールとしてやっていきたいと考えている。障害者施策について、別に手話だけをやるというわけではない。例えば点字図書館の充実なども必要であり、様々な障害の分野に配慮したことを考える必要がある。心の病への対策や、障がい者の工賃の引き上げなども含めて総合的なアプローチが必要である。(H25. 6. 10 知事答弁)</p>	<p>【なぜ手話なのか?】</p> <p>手話はろう者とうろ者以外の者が互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。言語とは、一般に人の思想、感情、意図などを伝達するために用いる記号体系であり、ある特定の集団の中で用いられる思想、感情、意図などの伝達手段とされているが、手話はろう社会の中で用いられた独自の語彙、文法体系を有するものであり、言語そのものである。</p> <p>耳が聞こえない人は日本語で意思を伝え、考えるときは日本語で思考するが、ろう者は手話で思考し、手話で意思疎通を行う。この点、日本語を文字化した点字とはその性質が異なるものである。</p> <p>また、障害者の権利に関する条約の採択により、世界的には手話を言語として認知していかうとする潮流にある。しかし、この条約を批准した現在においても、いまだ我が国では共生社会の理念を踏まえた手話言語法が制定されておらず、手話の持つ言語性や文化性を含め、手話に対する理解が十分に浸透しているとは言えない現状にあると認識している。</p> <p>こうしたことから、手話の普及等に関する施策を推進していく必要があると判断したところである。(H26. 12. 25 谷口議員答弁)</p>	<p>【なぜ手話なのか?】</p> <p>手話はろう者とうろ者以外の者が互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。言語とは、一般に人の思想、感情、意図などを伝達するために用いる記号体系であり、ある特定の集団の中で用いられる思想、感情、意図などの伝達手段とされているが、手話はろう社会の中で用いられた独自の語彙、文法体系を有するものであり、言語そのものである。</p> <p>耳が聞こえない人は日本語で意思を伝え、考えるときは日本語で思考するが、ろう者は手話で思考し、手話で意思疎通を行う。この点、日本語を文字化した点字とはその性質が異なるものである。</p> <p>また、障害者の権利に関する条約の採択により、世界的には手話を言語として認知していかうとする潮流にある。しかし、この条約を批准した現在においても、いまだ我が国では共生社会の理念を踏まえた手話言語法が制定されておらず、手話の持つ言語性や文化性を含め、手話に対する理解が十分に浸透しているとは言えない現状にあると認識している。</p> <p>こうしたことから、手話の普及等に関する施策を推進していく必要があると判断したところである。(H26. 12. 25 谷口議員答弁)</p>

他県における手話言語に関する条例 項目及び条文比較

1. 項目一覧

【項目】	鳥取県手話言語条例 (平成 25 年 10 月 11 日鳥取県条例第 54 号) ※知事提出	神奈川県手話言語条例 (平成 26 年 12 月 26 日神奈川県条例第 89 号) ※議員提出	群馬県手話言語条例 (平成 27 年 3 月 20 日群馬県条例第 22 号) ※議員提出
【前文】	あり	あり	あり
【目的】 【定義】	目的 § 1	目的 § 1 定義 § 2	目的 § 1
【手話の意義】 【基本理念】	手話の意義 § 2 基本理念 § 3	手話の意義 § 2 基本理念 § 3	手話の意義 § 2 基本理念 § 3
【県の責務】	県の責務 § 4	県の責務 § 4	県の責務 § 4
【市町村の責務/ 市町村との連携及び協力】	市町村の責務 § 5	市町村との連携及び協力 § 5	市町村との連携及び協力 § 5
【県民の役割】	県民の役割 § 6	県民の役割 § 6	県民の役割 § 6
【事業者の役割】	事業者の役割 § 7	事業者の役割 § 7	事業者の役割 § 7
【計画の策定等】	計画の策定及び推進 § 8	手話推進計画 § 8	計画の策定及び推進 § 8
【基本的施策】	手話を学ぶ機会の確保等 § 9 手話を用いた情報発信等 § 10 手話通訳者等の確保、養成等 § 11 学校における手話の普及 § 12 事業者への支援 § 13 ろう者等による普及啓発 § 14 手話に関する調査研究 § 15	_____	手話を学ぶ機会の確保等 § 9 手話を用いた情報発信等 § 10 手話通訳者等の派遣体制の整備 § 11 学校における手話の普及 § 12 事業者への支援 § 13 ろう者等による普及等 § 14 手話に関する調査研究 § 15
【財政上の措置】	財政上の措置 § 16	財政上の措置 § 9	財政上の措置 § 16
【協議会】	鳥取県手話施策推進協議会 § 17~23	_____	_____

総論

責務規定

個別規定

各論

2. 各項目 比較

【前文】

鳥取県	神奈川県	群馬県
<p>ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って概念的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。</p> <p>わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読声や発声訓練を中心とする口話法が用いられるようになった。昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられた。</p> <p>その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのパンクナーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。</p> <p>しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を受け取れず、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦勞やろう者に対する偏見の原因となっている。</p> <p>鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいさがーと運動の発祥の地である。あいさがーと運動のスタートは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。</p> <p>手話がろう者やろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。</p>	<p>手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。</p> <p>我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を發音し、又は發声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。</p> <p>その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。</p> <p>この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的遺産である手話に対する理解の促進が期待されている。</p> <p>そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明記したにもかかわらず、いまだ手話に対する理解が浸透しては言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。</p> <p>こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。</p>	<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って概念的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられている。わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、発音訓練を中心とする口話法の導入により、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。当時のろう教育は、手話とろう者に対する理解が乏しかったため、結果的に十分に手話を使い権利や、少なからずろう者の尊厳が損なわれてきた。</p> <p>手話の普及を図るため、戦後間もない昭和二十二年五月に、全国から二百人以上のろう者が群馬県の伊香保温泉に集い、これを出発点に全国各地へ手話の普及活動を展開させ、今に至っている。</p> <p>現在では、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。そして、わが国でも平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されている。</p> <p>群馬県では、平成十五年に人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定し、障害者への理解と共生を推進してきている。そこで、手話は言語であるとの認識に立ち、県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送り、ろう者やろう者以外の者が互いを理解し共生する「まちづくり」の展開を目指し、更に、等しく全ての障害者への理解と共生社会の実現に寄与すべくこの条例を制定する。</p> <p style="text-align: right;">※詳細 p6 群馬県①参照</p>

【目的】

鳥取県 S1	神奈川県 S1	群馬県 S1
<p>○ 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することが目的</p>	<p>○ 手話がろう者の意思疎通及び情報取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することが目的</p>	<p>○ 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することが目的</p>

【定義】

鳥取県	神奈川県 S2	群馬県
<p>規定なし</p>	<p>○ 「ろう者」：手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者 ○ 「手話の普及等」：手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすしい環境の整備 ※詳細 p6 神奈川県①参照</p>	<p>規定なし</p>

【手話の意義】

<p>鳥取県 §2</p> <p>○ 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものである</p>	<p>神奈川県</p> <p>規定なし</p>	<p>群馬県 §2</p> <p>○ 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産である</p>
--	-------------------------	--

【基本理念】

<p>鳥取県 §3</p> <p>○ 手話の普及は、ろう者とう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行う</p>	<p>神奈川県 §3</p> <p>○ 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進される</p>	<p>群馬県 §3</p> <p>○ ろう者とう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図る</p>
--	---	---

【県の責務】

<p>鳥取県 §4</p> <p>○ 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他のもの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすき環境の整備を推進する</p> <p>○ 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深める</p>	<p>神奈川県 §4</p> <p>○ 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する</p>	<p>群馬県 §4</p> <p>○ 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすき環境の整備に努める</p> <p>○ 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深める</p>
--	---	---

【市町村の責務／市町村との連携及び協力】

<p>鳥取県 §5</p> <p>○ 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすき環境の整備に努める</p>	<p>神奈川県 §5</p> <p>○ 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努める</p>	<p>群馬県 §5</p> <p>○ 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすき環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努める</p>
---	--	---

【県民の役割】

<p>鳥取県 §6</p> <p>○ 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努める</p> <p>○ ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努める</p> <p>○ 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努める</p>	<p>神奈川県 §4</p> <p>○ 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努める</p> <p>○ 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努める</p>	<p>群馬県 §6</p> <p>○ 県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努める</p> <p>○ ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努める</p> <p>○ 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努める</p>
--	--	--

【事業者の役割】

<p>鳥取県 §7</p> <p>○ 事業者は、ろう者が利用しやすきサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める</p>	<p>神奈川県 §7</p> <p>○ 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとともに、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努める</p>	<p>群馬県 §7</p> <p>○ 事業者は、ろう者が利用しやすきサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める</p>
--	---	--

【計画の策定等】

<p>鳥取県 § 8</p> <p>○ 県は、障害者基本法第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的に推進する</p> <p>○ 知事は、施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話政策推進協議会の意見を聴く</p> <p>○ 知事は、施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しを行う</p>	<p>神奈川県 § 8</p> <p>○ 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（「手話推進計画」）を策定し、これを実施する</p> <p>○ 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずる</p>	<p>群馬県 § 8</p> <p>○ 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進する</p>
---	--	--

【基本的施策：手話を学ぶ機会の確保等】

<p>鳥取県 § 9</p> <p>○ 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいさつポイント運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行う</p> <p>○ 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進する</p>	<p>神奈川県</p> <p>規定なし</p> <p>※詳細 p6 神奈川県②参照</p>	<p>群馬県 § 9</p> <p>○ 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努める</p> <p>○ 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進する</p>
--	--	---

【基本的施策：手話を用いた情報発信等】

<p>鳥取県 § 10</p> <p>○ 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める</p> <p>○ 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報入手のできる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行う</p>	<p>神奈川県</p> <p>規定なし</p>	<p>群馬県 § 10</p> <p>○ 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める</p> <p>○ 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報入手のできる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行う</p>
---	--------------------------------	---

【基本的施策：手話通訳者等の確保、養成等】

<p>鳥取県 § 11</p> <p>○ 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図る</p>	<p>神奈川県</p> <p>規定なし</p>	<p>群馬県 § 11</p> <p>○ 県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力して、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努める</p>
---	--------------------------------	---

【基本的施策：学校における手話の普及】

<p>鳥取県 § 12</p> <p>○ ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努める</p> <p>○ ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努める</p> <p>○ 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努める</p>	<p>神奈川県</p> <p>規定なし</p>	<p>群馬県 § 12</p> <p>○ 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（「ろう児等」）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努める</p> <p>○ ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努める</p> <p>○ ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努める</p> <p>※詳細 p6 群馬県②参照</p>
---	--------------------------------	---

【基本的施策：事業者への支援】		群馬県 § 13	群馬県 § 13
○ 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びびろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行う	○ 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びびろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努める	神奈川県	規定なし
【基本的施策：ろう者等による普及啓発】		群馬県 § 14	群馬県 § 14
○ ろう者及びびろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努める	○ ろう者及びびろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努める	神奈川県	規定なし
【基本的施策：手話に関する調査研究】		群馬県 § 15	群馬県 § 15
○ 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する	○ 県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する	神奈川県	規定なし
【基本的施策：財政上の措置】		群馬県 § 16	群馬県 § 16
○ 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる	○ 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める	神奈川県 § 9	○ 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める
【協議会等】		群馬県 § 17～23	群馬県
○ 鳥取県手話施策推進協議会を設置	○ 鳥取県手話施策推進協議会を設置	神奈川県	群馬県
【所掌事務】	【所掌事務】		
① 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること	① 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること		規定なし
② 条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること	② 条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること		規定なし
※協議会の組織に関する規定については、省略	※協議会の組織に関する規定については、省略		※詳細 p6 群馬県②参照
【その他】		鳥取県	群馬県
○ 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過すること、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる	○ 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過すること、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる	神奈川県 附則第2項	群馬県
規定なし	規定なし		規定なし

3. 条例の特色や議案提出者の思い等

鳥取県	神奈川県	群馬県
<p>① 執行部における検討及び立案だったことともあり、条例案に規定された基本的施策（例：県民への手話の普及、教育面における手話に関する環境の整備等）について、対応する具体的な施策案も併せて検討している。なお、この具体的な施策案は、県担当部局等で検討した段階であって市町村や関係団体、財政当局等と未調整というもの。</p> <p>② 条例案とともに補正予算案を提出。補正予算案において、条例に基づく施策の予算（予算額：22,111千円）を計上。この事業は、手話に関する事業を国内外で支援している日本財団と協力し実施するもので、事業費の8割程度の助成を受ける見込みで計上したものである。</p> <p>例：タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービスのモデル事業 知事定例記者会見への手話通訳配置 地域や職場等での手話講座開催など、手話を使うことができる環境づくりの加速 学校で全ての児童生徒が手話を学ぶ機会の創出 など (H25.9.11知事説明及び平成25年度9月補正予算参考資料)</p>	<p>① 次の2語について定義を規定している。 ・ろう者 ・手話の普及 ろう者の定義を規定した理由として、提出者は、次のように説明している i. ろう者が条例全体を通じて使用される重要な用語となることから、その意義を明確にすることは大変重要であると考えたこと ii. 聴覚障害者団体との意見交換を通じて、「ろう社会」に所属する者にとっで、ろう者という言葉は自分たちのアイデンティティであるの、ろわ者を定義することは大変ありがたい「あるいは」ろう者とは、全く聞こえない方だけではなく、少し聞こえない人も含めて手話が最も適したコミュニケーション手段であると考えている人としてほしい」等の意見があったことを踏まえたもの。 iii. 提出者としても、触手話や弱視手話などを使用する、いわゆる盲ろう者や、軽度難聴者や中途失聴者であって手話を使用して流暢に会話できないものの、手話を学び、生活を営み始めている者もろわ者として条例の対象に含まれるようにしたいとの思いを込めたもの。(H26.12.25 あるいは議員答弁)</p> <p>② 基本的施策を規定せず、手話推進計画の策定の規定を設けているだけである。 この理由について、提出者は、条例案に込めた立法者意思として次のように説明している。 「具体的に県が行うべき施策を列挙するのではなく、総論的な規定にとどめ(略)「福祉の範疇を超えたさまざまな分野での施策をことを想定しておりますが、総論的な規定にとどめたのは、具体的な施策は条例制定後、県行政当局において、手話推進計画を検討する中で具体化されていくものであり、実効性のある計画を策定したいただくことが重要であると考えているから」(H26.12.25 しきだ議員答弁)</p> <p>同時に、立法者意思として次のように説明している。 i. 計画策定に当たって2つの視点が重要である 1 点目： 条例制定を契機として、手話が一つの言語であることとを多くの県民が理解し、鳥取県のように、県民運動として盛り上げていくという視点 2 点目： 手話を言語として生活されている方々が、日常生活の中でさらなる生活の向上が図られるよう取り組みを進めていただくという視点 ii. 提案者として想定している（計画の）取り組みの一例を紹介 例： 広く県民に対する手話についての積極的な普及啓発 県立高校などにおける手話教育の促進 など iii. （計画策定に当たって）当事者参加といった視点は極めて重要。当事者の声が最大限尊重され、幅広い県民の意見が計画に反映される仕組みが構築されることを強く期待している。(H26.12.25 しきだ議員答弁)</p>	<p>① 前文については、聴覚障がい者である当事者の思いをほぼ100%込めた中身。(H27.2.24 橋爪議員答弁)</p> <p>② 聴覚障がい児の保護者団体等と議論した際に最も多かった意見が、「ろう教育」における手話獲得の機会の確保であったことを踏まえ、第12条の学校における手話の普及は、特に思い入れの強い規定である。(H27.2.24 橋爪議員答弁)</p> <p>③ 提出者としては、提出後の実効性を確保するため、実施計画を定めるための協議会の設置の規定を盛り込みたかったが、議員提出であるため条例に明記することは制度上不可能と判断したものの。(H27.2.24 橋爪議員答弁) これを受けて、また提出者も要請したこともあり、常任委員会で附帯決議が付けられた。</p>
	<p>議案第1号議案 群馬県手話言語条例に係る附帯決議 群馬県手話言語条例の施行に当たっては、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画を定めるため、有識者及び関係団体の意見を十分反映できる「群馬県手話施策推進協議会（仮称）」を設置することについて、特段の配慮がなされるよう強く要望する。 以上、決議する。 平成27年3月5日 群馬県議会厚生文化常任委員会</p>	

◎鳥取県手話言語条例（平成 25 年鳥取県条例第 54 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 手話の普及（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 鳥取県手話施策推進協議会（第 17 条—第 23 条）

附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和 8 年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治 13 年の決議も、平成 22 年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、

手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

(基本理念)

第3条 手話の普及は、ろう者とうろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいさつ運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第 13 条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第 14 条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第 15 条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 3 章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第 8 条第 2 項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 18 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 19 条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 20 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 21 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 22 条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎神奈川県手話言語条例（平成 26 年神奈川県条例第 89 号）

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成 18 年 12 月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成 26 年 1 月、我が国はこれを批准した。

この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。

そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたものの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（基本理念）

第 3 条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用

の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画(以下「手話推進計画」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎群馬県手話言語条例（平成27年群馬県条例第22号）

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、発音訓練を中心とする口話法の導入により、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。当時のろう教育は、手話とろう者に対する理解が乏しかったため、結果的に十分に手話を使う権利や、少なからずろう者の尊厳が損なわれてきた。

手話の普及を図るため、戦後間もない昭和二十二年五月に、全国から二百人以上のろう者が群馬県の伊香保温泉に集い、これを出発点に全国各地へ手話の普及活動を展開させ、今に至っている。

現在では、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。そして、わが国でも平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されている。

群馬県では、平成十五年に人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定し、障害者への理解と共生を推進してきている。そこで、手話は言語であるとの認識に立ち、県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送り、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する「まちづくり」の展開を目指し、更に、等しく全ての障害者への理解と共生社会の実現に寄与すべくこの条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（手話の意義）

第二条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

（基本理念）

第三条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(県の責務)

第四条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村との連携及び協力)

第五条 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第八条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第九条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第十条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。

(手話通訳者等の派遣体制の整備)

第十一条 県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力して、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第十二条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

(事業者への支援)

第十三条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努めるものとする。

(ろう者等による普及等)

第十四条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十五条 県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

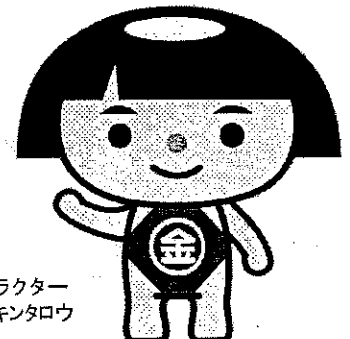
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

神奈川県手話言語条例 が制定されました。

平成 27 年 4 月 1 日
施行だよ。

県民の手話に対する理解を深め、
手話を利用しやすい環境を
整備していくことが必要であると考え、
手話の普及等に関する施策を推進するための
条例が制定されました。

神奈川県
PRキャラクター
かながわキンタロウ

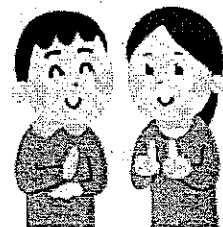


【条例の主な内容】

この条例では、ろう者とろう者以外の者が
共生することのできる地域社会の実現を目指して、

- 基本理念
- 県の責務・県民、事業者の役割
- 手話推進計画

等について定めています。



詳しくは裏面へ



神奈川県手話言語普及推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県手話言語条例（平成26年神奈川県条例第89号）第8条の規定する手話推進計画の策定及び同計画の進行管理を行うに当たって有識者等から意見を聴取するため、神奈川県手話言語普及推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、手話推進計画の策定及び進行管理を行うために必要な事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

(任期)

第3条 協議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員)

第4条 委員は、障害者等関係団体、公募による県民、有識者等により構成する。

(協議会の公開)

第5条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、非公開とする。

- (1) 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合
 - (2) 協議会を公開することにより、協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項ただし書の規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。

(協議会)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、必要に応じ協議会を招集する。
- 4 会長は、委員の4分の1以上が協議すべき事項を示して招集を請求したときは、協議会を招集しなければならない。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

神奈川県手話言語普及推進協議会委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
秋本和子	神奈川県公立小学校長会 副会長 (川崎市立犬蔵小学校長)
飯島信彦	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部課長
石渡和実	東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授
伊藤大郎	神奈川県立平塚ろう学校長
小川喜道	神奈川工科大学教授
影山智子	公募委員
片野俊一	神奈川県商工会連合会 業務支援課長
金井克之	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 副事務局長
河原雅浩	神奈川県聴覚障害者連盟 理事長
小海秀純	社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会 総務課長
田畑真由美	神奈川盲ろう者ゆりの会
田村順一	帝京大学教職大学院教授
戸井田愛子	公益財団法人神奈川県身体障害者連合会 会長
土佐明美	神奈川県立高浜高等学校長
萩原昌子	公募委員
二見稔	一般社団法人神奈川県経営者協会 事務局長
本田保男	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 企画課長
山本恵三子	神奈川県手話通訳者協会 副会長
吉本陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 経済・社会政策部主席研究員

神奈川県手話言語条例

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とうろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。

この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。

そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたものの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とうろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とうろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協

陳情番号	215	付議年月日	26.5.19
件名	「神奈川県手話言語条例（仮称）」の制定を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	中郡二宮町百合が丘3-17-7 神奈川県聴覚障害者連盟 理事長 河原雅浩 外54,655人		
<p>言語は、物の名前、感情や抽象的な概念などを表現したり、思考するために必要なもので、言語が使えなければ、人と人との意思疎通はもちろん、思考も困難となります。</p> <p>ろう者以外の人たちは、聴覚を利用する（日本語という）音声言語を使い、思考したり、会話することで日常生活を送っていますが、ろう者は音声言語を使うことが困難なため主に視覚言語である「手話」を用いて生活しています。</p> <p>しかしながら、音声言語が中心の今の社会の中では、「手話」を理解できる人が少ないために「手話」で意思疎通できる機会が少なく、自由に「手話」を使用できる環境ではありません。</p> <p>また、ろう学校においても、長い間「手話」が禁止されていたこともあり、「手話」は正規の教科として教えられておらず、ろう児が「手話」を習得することができるようにはなっていません。</p> <p>このように、ろう者とろう者以外の人たちが、十分な意思疎通ができないために生じる誤解、ろう者への無理解による偏見などにより、ろう者が地域や職場などで孤立するなど、当たり前にも暮らしにくいことが難しい現状を見ますと、日本の社会全体の「手話」に対する理解不足が大きな要因の一つになっているものと考えています。</p> <p>2006年（平成18年）に国連で採択され、わが国においては、2007年（平成19年）に署名し、2014年（平成26年）に批准された障害者の権利に関する条約では、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定めており、ろう者の意思疎通の手段である「手話」を言語として明確に位置づけています。</p> <p>さらに、国では、平成25年4月からいわゆる障害者総合支援法を施行しましたが、「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」については、施行後3年を目途として、検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるとしています。</p> <p>こうしたなか、鳥取県は、「手話」が言語であるとの認識に基づき、2013年10月に、ろう者とろう者以外の人たちが共生することのできる地域社会を実現するため、「手話」の普及に関し基本理念を定め、県や市町村の責務、「手話」を学ぶ機会の確保、学校における「手話」の普及などを規定した手話言語条例を制定しました。</p> <p>ろう者とろう者以外の人たちが互いを尊重し、共に暮らしやすい社会を作るには、地域社会が「手話」を言語として尊重することが重要であり、鳥取県の条例制定の取組は、「ろう者の「手話」の習得及び「手話」を使用しての意思疎通の権利を保障する取組として非常に高く評価しています。</p> <p>私たちは、「手話」が法的にも社会的にも、音声言語と対等な言語であることを県民の方々に知っていただくとともに、「手話」についての理解や周知を深めていただきたいと強く願っています。</p> <p>よって、「神奈川県手話言語条例（仮称）」の制定を求めます。</p>			

<p>1. 1998年12月15日</p>	<p>1. 1998年12月15日</p>	<p>1. 1998年12月15日</p>
<p>2. 1998年12月15日</p>	<p>2. 1998年12月15日</p>	<p>2. 1998年12月15日</p>
<p>3. 1998年12月15日</p>	<p>3. 1998年12月15日</p>	<p>3. 1998年12月15日</p>
<p>4. 1998年12月15日</p>	<p>4. 1998年12月15日</p>	<p>4. 1998年12月15日</p>
<p>5. 1998年12月15日</p>	<p>5. 1998年12月15日</p>	<p>5. 1998年12月15日</p>
<p>6. 1998年12月15日</p>	<p>6. 1998年12月15日</p>	<p>6. 1998年12月15日</p>
<p>7. 1998年12月15日</p>	<p>7. 1998年12月15日</p>	<p>7. 1998年12月15日</p>
<p>8. 1998年12月15日</p>	<p>8. 1998年12月15日</p>	<p>8. 1998年12月15日</p>
<p>9. 1998年12月15日</p>	<p>9. 1998年12月15日</p>	<p>9. 1998年12月15日</p>

第3回三重県手話言語に関する条例検討会に招致予定の学識者（案）

名 前：大杉豊（おおすぎゆたか）

所属・職位：国立大学法人筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 障害者基礎教育研究部 聴覚障害教育実践部門・教授

専門分野：手話言語学、ろう者学

【職歴】

1983. 8-1989. 8 人形劇団「デフパペットシアターひとみ」団員

1989. 9-1991. 7 学校法人名古屋文化学園言語訓練専門職員養成学校教員

1997. 9-2000. 5 米国ロチェスター大学 アメリカ手話学科客員助教授

2000. 6-2006. 6 財団法人全日本ろうあ連盟本部事務所長

2007. 4. 1～現在 筑波技術大学

※このほか、2012～現在 国立民族学博物館客員教員

2011～現在 群馬大学教育学部非常勤講師

参考：筑波技術大学は、「眼や耳からの情報取得に制限のある学生が、バリアのない教育環境で思う存分勉強し、持っている能力を開花させ、より良い社会自立を果たしてほしい。リーダーとして社会に参画・貢献してほしい。」これらの願いを実現するために、我が国で唯一の聴覚障害者と視覚障害者のための高等教育機関として、昭和62年に筑波技術短期大学として開設され、平成17年に4年制大学となった国立大学である。

同大学の目的

- ・ 今日こんにちの知識基盤社会に対応できる幅広い教養と専門的な技術とを有する専門職業人を育成し、両障害者のより良い社会自立を促進すること
- ・ 最新の科学技術を応用して、障害の特性に即した教育方法を開発し、障害者教育全般の向上に貢献すること

教育理念

聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、社会に貢献できる先駆的な人材を育成することを教育的使命とし、この使命を果たすために幅広い教養と高い専門性を授ける教育を行うことを教育理念としている。

